

お申込書と併せてFAXお願い致します。ご署名頂いた本書をコピー(控え)し、賃借人様(契約者様)へお渡しください。



保証サービスに関する重要事項

4C'sテナント保証契約(以下、「本契約」といいます)に基づくフォーシーズ株式会社の保証サービスに関する重要事項を以下に掲載致します。本契約の申込・締結にあたって、ご理解いただくことが特に大切な事項ですので、ご確認をお願い致します。以下の内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえでお申込み・ご契約をお願い致します。

1. 申込先の保証会社について

保証会社：フォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます)
所在地：東京都渋谷区道玄坂1丁目9-3
家賃債務保証業者の登録：登録番号：国土交通大臣(2)第7号
登録日：2017年12月21日
問合せ先：03-3434-3725

2. 保証の範囲及び限度額について

当社は、賃借人様が申し込まれる不動産等(以下、「本件物件」といいます)の賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約」といいます)の支払債務のうち、下記の債務について、本契約書の月額固定費の合計額(以下「合計基準額」といいます)に下記商品区分に応じた数乗じた金額を極度額とし、その極度額を限度として、賃借人様に対して保証致します。

- ・4C'sテナント保証スタンダード：53、テナント保証 plus：57(第5条、第29条第2項)
- ・4C'sテナント保証 S スタンダード：26、S plus：30(第30条第1項、第30条第2項)
- ・4C'sテナント保証 L スタンダード：53、L plus：57(第5条、第31条第2項)

上記、テナント保証 plus、S plus 及び L plus を併せて「plus プラン」といいます。

また、下記③乃至⑤については(4C's テナント保証 L スタンダード及び L plus では、本契約書所定の条件を満たす、賃借人様が負担した、本件物件の荷物処分費用及び債務名義受領後の強制執行手続における執行費用・弁護士費用も追加します)、合計して賃料2ヶ月分(plus プランの場合は賃料6ヶ月分)をその上限とし、また、当社が合理的理由に基づき自ら負担することを認めたものに限りです。

- ①月額固定費(本契約書表面記載の賃料、管理費・共益費、駐車場使用料その他の本契約書固定費欄に記載の定額の金員)
- ②変動費(使用量等に応じて月額が変動する水道費・光熱費等及び月によって変動することが予定されている賃料)
- ③本件賃貸借契約の更新料(法定更新の場合を除きます)及び更新事務手数料等(定期借家契約に係る再契約手数料を含む)
- ④早期(短期)解約違約金(賃借人様が賃貸借契約期間満了前に本件賃貸借契約を解約した場合に発生する違約金。また、解約予告の予告期間の経過に代えて支払う賃料相当額を含みます)
- ⑤原状回復費用(本契約書所定の条件を満たしたもの)
- ⑥賃料等相当損害金(賃貸借契約終了後、本件物件の明渡しまでの期間(L スタンダード及び L plus においては賃借人様が賃借人様に対する本件物件の明渡しの債務名義を取得した時のいずれか早く到来する時まで(に限定されます)の月額固定費に相当する損害金)

3. 保証期間

本契約は、原則として、本件賃貸借契約の契約期間の開始と同時にその契約期間を開始し、本件賃貸借契約の有効期間中に限り存続します。本契約における保証は、当社が本契約書を含む必要書類及び保証委託料等を受領した時点から開始し、本契約の終了又は賃借人様の本件物件の明渡し完了により終了します。(本契約第2条及び第7条)但し、L スタンダード及び L plus において本件物件の明渡しのために法的手続をとった場合は、賃借人様が賃借人様に対する本件物件の明渡しの債務名義を取得した時に本契約における保証が終了します。(本契約第31条)また、S スタンダード及び S plus の場合は、当社の保証債務の履行の額が本契約書の所定欄に記載した合計基準額に24を乗じた金額に達した時に終了します。(本契約第30条)

4. 保証委託料について

保証サービスのご利用にあたり、賃借人様に、次の保証委託料をお支払いただきます。

①初回保証委託料(本契約第8条)

基本額は、合計基準額の1ヶ月分です。(最低保証委託料 35,000 円)

②年間保証委託料(本契約第9条)

基本額は、合計基準額の1ヶ月分であり(最低保証委託料 35,000 円)、1年に1回発生します。

《年間保証委託料の割引サービス》

賃料等や変動費などの延滞回数が0回及び1回の場合は10,000 円に、延滞回数が2回の場合は基本額の50%(基本額を2で除した金員)に割引致します。賃料等や変動費などの延滞回数が3回以上の場合は、割引はございません。なお、延滞回数は、本契約書規定どおり1年ごとに数えます。

なお、plus プランの場合には、上記②の保証委託料の基本額は合計基準額の2ヶ月分となります。(本契約第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項)

5. 本契約が1年の保証年の中で終了することとなった場合の保証委託料の返還について

本契約が保証年の中で終了した場合、お支払いいただいた初回保証委託料及び年間保証委託料は、契約終了事由の如何を問わず、返還されません。(本契約第8条第2項、第9条第2項)

6. 賃料等や変動費などの延滞時のお取扱いについて

(1)延滞時の基本的なお取扱いについて

賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を延滞されたときは、賃借人様へ特段の連絡をすることなく、当社から直接賃借人様への支払を行います。(本契約第14条第1項)

但し、当社による賃借人様への支払は、賃借人様ご自身によるお支払と同視されるものではございませんので、賃借人様ご自身によるお支払がない限り、本件賃貸借契約が解除されるなどの不利益を受けることがあります。

(2)本件賃貸借契約の解除について

①賃借人様による解除

賃借人様が賃料の支払を3ヶ月分以上怠ったときは、賃借人様は、無催告にて、又は催告をした上で本件賃貸借契約を解除することができます。(本契約第13条第4項)

また、このほかにも、本件賃貸借契約の定めに基づき、本件賃貸借契約が解除されることがあります。

②当社による解除

賃借人様が支払を怠った賃料等及び変動費などの合計額が賃料3ヶ月分以上に達したなどにより、賃借人様に賃料等の支払能力がないことが明らかとなり、本件賃貸借契約及び本契約における賃借人様・当社と賃借人様との間の信頼関係が破壊された場合には、当社は、5日以上の期間を定めた催告のうえ、本件賃貸借契約を解除することができます。(本契約第13条第1項)

(3)求償権の行使について

賃借人様の賃料等や変動費などの延滞により当社が賃借人様に代わって賃借人様に支払をした場合には、当社は、賃借人様に対する求償権を取得し、賃借人様には、以下の額の金員につき当社への支払義務が発生します。(本契約第14条第2項)

①当社が賃借人様に支払った2.の額

②賃借人様が支払を延滞されたときから年率14.6%(年366日の日割計算)の割合による遅延損害金

③①の支払に要した費用(振込事務手数料1回あたり800円(税別)を含みます)

7. 事前求償について

当社は、賃借人様が2.の保証範囲に含まれる金員の支払を怠ったなどの求償金の保全を必要とする事情があるときは、賃借人様への支払前であっても、賃借人様及びその連帯保証人様に対して、事前に求償権を行使することができます。(本契約第16条)

8. その他の事項について

(1)本件物件の明渡しにかかる費用の負担について

本件賃貸借契約が終了したにもかかわらず、賃借人様による本件物件の明渡しがないときは、賃借人様には、以下の内容について当社への支払義務が発生します。(本契約第15条第1項)

①法的手数料費用(本件物件の明渡しにつき法的な手続を要する場合)(但し、L スタンダード及び L plus においては本件物件の明渡しのための債務名義の取得までに要した法的な手数料費用に限り、S スタンダード及び S plus においては当社の保証債務の履行の額が本契約書の所定欄に記載した合計基準額に24を乗じた金額に達するまでに要した法的な手数料費用に限り、(本契約第17条第3項、第30条、第31条)

②動産類の搬出・処分を要した費用(本契約第19条第2項)

③動産類の保管料30日あたり1万円(税別)(本契約第19条第2項)

④当社が立て替えた、以下の費用

・原状回復費用(全商品プラン共通)

・荷物処分費用及び債務名義受領後の強制執行手続における執行費用・弁護士費用(L スタンダード及び L plus の場合)

(2)当社は、当社が特に必要と認める場合、賃借人様の当社に対する支払債務を担保するため、賃借人様に特別預託金の預託を求めることがあります。(本契約第3条)

保証サービスに関する重要事項の説明者

重要事項の説明を受けて、内容を理解しましたので下記に署名致します。

※法人名義の場合は法人名とご担当者様名をご記入ください。

不動産
会社名

説明を受けた日 20 年 月 日

担当者名

賃借人様
(契約者様)ご担当者様
(フルネーム)

FAX 0120-88-1443

※本申込書は、賃借人様(契約者様)が
お持ち帰りください。下記甲・乙・丙は、本書面記載のフォーシーズ(株)保証契約書条項に従い、同条項による保証委託契約および連帯保証契約を締結する。
※賃貸借契約の賃料支払日が当月支払のものはお受付できません(集金代行をご利用の場合は集金代行約款に基づき賃料支払日は前月の27日)。
※契約番号の発行がない限り本契約は成立致しません。なお、本契約書および必要書類がフォーシーズ(株)に送達され且つ初回保証委託料の入金が確認された以降においてのみフォーシーズ(株)の責任が生じます。(契約条項第2条参照)

ご担当不動産会社様記入欄(申込日 20 年 月 日)

☐ 管理会社 ☐ 仲介会社 ☐ 賃貸人(いずれかに✓を付けてください)。
☐ リーシングプラン ← 適用する場合は✓を付けてください。住所
社名
TEL 担当名
FAX 担当携帯

他に在在の不動産会社様

☐ 管理会社 ☐ 仲介会社 ☐ 無し(いずれかに✓を付けてください)。住所
社名
TEL
担当

※下記のご記入欄は賃貸借契約書と同じ表記でご記入ください。

物件名 号 室	〒 -		☐ 既にご入居済み ☐ リースバック
所在地			
契約期間	20 年 月 日から 20 年 月 日まで ☐ 普通借家 ☐ 定期借家(☐ 一年未満 ☐ 一年以上)		
専有面積	m ²	間取り	R・DK・K・LDK 駐車場番号
4C's テナント保証	☐ plus ☐ スタンダード	☐ オフィス ☐ 店舗 ☐ SOHO ☐ 住居・社宅 ☐ シェアオフィス等 ☐ 商業施設 ☐ トランクルーム ☐ 転貸(転貸先が単一の場合) ☐ 宿泊を伴う施設(民泊・ゲストハウス・ホテル) ☐ 病院等(入院設備なし)	
4C's テナント保証 S (Sublease・Senior)	☐ plus ☐ スタンダード	☐ サブリース事業利用目的 ☐ 転貸(転貸先が複数・未定の場合) ☐ 宿泊を伴う福祉・介護施設等 ☐ 病院等(入院設備あり)	
4C's テナント保証 L (Logistics・Land)	☐ plus ☐ スタンダード	☐ 物流施設 ☐ 貨地 ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ データセンター	
賃料 管理者	☐ 管理会社 ☐ 集金代行	☐ 利用する【引落/送金日27日・決済サービス料300円(税別)】 ※WEBシステムにて集金代行に関する手続きを行うのは ☐ 管理会社 ☐ 賃貸人です	

※下記の金額欄の訂正はできません。右詰でご記入ください。

固 定 費	税 込 金 額				内 消 費 税			
	賃 料	管理・共益費	駐車場使用料	水 道 費	町 費	①	②	③
合計(合計基準額)								
敷金(保証金)								
敷金(保証金)償却								
解約予告 期 限					ヶ月前			
賃 料 支 払 日					前月 日			

※償却額が変動する場合は最大値をご記入ください。

賃借人様(契約者様)記入欄 ※本申込書は、賃借人様(契約者様)がお持ち帰りください。

私(賃借人)は、「フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー」に同意し、「保証サービスに関する重要事項」を確認の上、申込みます。

申込内容をご選択ください。

☐ 法人名義 ☐ 設立1年以上(連帯保証人無) ☐ 設立1年以上(連帯保証人有)
☐ 設立1年未満(代表者の連帯保証必要)☐ 個人事業主 ※個人事業主の方は代表者欄(自署)をご記入ください。

全ての項目をご記入ください(設立1年以上経過している場合でも、代表者欄までご記入ください)。

連帯保証人予定者としてお申込みください(審査により連帯保証人様が不要となることもございます)。
※連帯保証人となる場合、フォーシーズより連帯保証人様へ契約内容確認のご連絡をさせていただきます。また、極度額の設定を行う為、契約時に別途書面(差入書)が必要となります。

賃 借 人 (乙)	本 社 所 在 地	〒 - 都 道 府 県	お申し込み時にご捺印は不要です。 ご契約時には 契約書①②③へ 法人の場合は 実印にて ご捺印ください。 (審査により認印可)	会社法人等 番 号	-	-	
	法 人 名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。		代表番号	-	-	
	代 氏 名	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。		部署番号	-	-	
	代 住 所	〒 - 都 道 府 県 ※マンション名・号室までご記入ください。		設 立 日	西 暦 年 月 日		
				資 本 金	円		
				事 業 内 容	担当者名		
				屋 号			
				性 別	男・女	生 年 月 日	西 暦 年 月 日 (歳)
				配偶者	有・無	携 帯 番 号	-

緊急連絡先【必須】 ☐ 従業員 ☐ 代表者(個人事業主)のご親族	氏 名	フリガナ	続 柄	生 年 月 日	西 暦 年 月 日	携 帯 電 話	-	-
	住 所	〒				自 宅	-	-

入 居 者 住居(社宅) 利用の場合 はご記入 ください	続 柄	氏 名・フリガナ	生 年 月 日	勤 務 先・学 校 名	勤 務 先 の 電 話 番 号	携 帯 電 話 番 号
			西 暦 . .		-	-
			西 暦 . .		-	-
			西 暦 . .		-	-

賃 借 人 (甲)	フリガナ 消せるボールペンの使用は不可となります。	申込書にはご捺印は不要です。 ご契約時には契約書①②へご住所の記入、契約書①②③へご捺印をお願い致します。
----------------------------	------------------------------	--

フォーシーズ株式会社プライバシーポリシー

フォーシーズ株式会社は、次の利用目的の範囲内でお客様から取得した個人情報を利用いたします。
個人情報に含まれる本籍地等の機微情報は、特に厳重に管理します。

利用目的	利用する個人情報
(1)申し込みに関わる保証契約の引受け審査、履行、お客様へ連絡を取る為の連絡先及びそれに付帯するサービスの提供、 (2)お客様からのお問い合わせがあった際、関連する内容を照会し、お答えするため、 (3)当社が取り扱う可能性のある新しいサービスの開発のため、 (4)提供するサービスの資料の送付、ご案内など、 (5)当社のサービスの利用状況及び利用環境を含む市場調査のため、	□4C'sテナント保証 法人代表者(個人事業主)、法担当、緊急連絡先(従業員もしくは代表者のご親族)、及び入居者(住居[社宅]利用の場合)、連帯保証人予定者の・氏名・現住所・生年月日・性別・携帯電話番号・勤務先(学校名)・勤務先の電話番号・個人事業主、連帯保証人予定者の身分証明書(運転免許証、住民票、在留カード等) □4C's高級賃貸保証 申込者、入居者、連帯保証人予定者及び緊急連絡先(ご親族)の・氏名・現住所・生年月日・性別・携帯電話番号・勤務先(学校名)・勤務先の電話番号・申込者、連帯保証人予定者の身分証明書(運転免許証、住民票、在留カード等)

2.通話録音について 当社は応対者の品質向上、ご要望やご意見の会話内容の正確な把握の目的等の為に通話内容を録音させていただく場合があります。

3.個人情報の共同利用 (1)共同して利用する者の範囲、4C'sパートナーズ株式会社(2)共同利用する個人情報の項目、保証契約ご利用のお客様の住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、勤務先等、下記(3)の利用目的に必要な個人情報の項目、立替賃借料等支払状況 (3)共同して利用する者の利用目的、M&A及び居抜きでの賃借物件の譲渡に関するプラットフォーム運営、M&A及び居抜きでの賃借物件の譲渡に関する関連業者等とのマッチング支援 (4)共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称・フォーシーズ株式会社 住所:東京都渋谷区道玄坂1丁目9番3号 担当窓口:経営管理部 個人情報保護管理責任者:安河内 葵 代表者:丸山 輝

4.個人情報の第三者提供について お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。(1)個人情報の直接取得時にお客様から同意をいただいている場合。(2)上記3.情報提供および共同利用にあたる場合。(3)お客様個人が識別できない状態にしている場合。(4)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。(5)国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。(6)法令に基づく場合。(7)本人である個人が第三者に不利益を及ぼすと判断される場合。(8)裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、特定の個人情報の開示を求められた場合。

5.信用情報機関への本申込・契約に係る個人情報の提供、登録、使用及び電話接続状況履歴の取得等 (1)当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。))及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。))に契約者及び保証人(申込者及び保証人予定者を含む。以下同じ。))の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のために利用します。(2)当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等))並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という。))、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、賃借借申込物件情報等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取り消し事項に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。なお、保証額については賃借借申込物件の資料等1カ月分に相当する額を登録するものとします。(3)加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6か月以内です。また、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)です。(4)加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又は支払能力を調査する目的のために使用します。(5)当社は、加盟先機関から電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。))の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に使用します。(6)当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

・当社が加盟する信用情報機関
株式会社日本信用情報機構 TEL0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>
・当社が加盟する信用情報機関が提供する信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター TEL03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pcc/>
株式会社シー・アイ・シー TEL0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>
(7)契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続及び方法によって行うことができます。

6.個人情報の委託について フォーシーズ株式会社は、メールマガジン発信、ホームページ更新、システム開発・運用などのために必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することがあります。

7.登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示 フォーシーズ株式会社は、個人情報をはるかに正確かつ最新の内容で管理します。お客様からお申し出があったときは、登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示は適切に対応し、手続きを行います。

保有個人情報データの利用目的

利用目的	利用する個人情報
(1)申し込みに関わる保証契約の引受け審査、履行、お客様へ連絡を取る為の連絡先及びそれに付帯するサービスの提供、 (2)お客様からのお問い合わせがあった際、関連する内容を照会し、お答えするため、 (3)当社が取り扱う可能性のある新しいサービスの開発のため、 (4)提供するサービスの資料の送付、ご案内など、 (5)当社のサービスの利用状況及び利用環境を含む市場調査のため、	□4C'sテナント保証 法人代表者(個人事業主)、法担当、緊急連絡先(従業員もしくは代表者のご親族)、及び入居者(住居[社宅]利用の場合)、連帯保証人(の・氏名・現住所・生年月日・性別・携帯電話番号・勤務先(学校名)・勤務先の電話番号・個人事業主、連帯保証人の身分証明書(運転免許証、住民票、在留カード等))、立替賃借料等支払状況 □4C's高級賃貸保証 申込者、入居者、連帯保証人及び緊急連絡先(ご親族)の・氏名・現住所・生年月日・性別・携帯電話番号・勤務先(学校名)・勤務先の電話番号・申込者、連帯保証人の身分証明書(運転免許証、住民票、在留カード等)、立替賃借料等支払状況

・保有する個人情報の安全管理措置に関する公表事項について

当社が個人情報保護の安全管理のために講じている措置の内容は以下のとおりです。尚、株式会社日本信用情報機構の信用情報(以下「信用情報」)についても同様の安全管理措置で運用しております。

(1)個人情報の取扱いに係る規律の整備 当社は、「個人情報保護規程」を策定し、個人情報の取得・利用・保存・提供・削除・廃棄等の段階ごとに、その取り扱い方法及び手順を定め、また、責任者・担当者及びその役割等について明確にしております。(2)組織的安全管理措置 当社は、個人情報の取扱いに関する責任者として「個人情報保護管理者」を設置し、個人情報の取扱い及び当該従業員が取り扱う個人情報の範囲を明確にし、個人情報保護法及び個人情報保護規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の個人情報保護管理者への報告・連絡体制を整備しております。個人情報の取り扱い状況については、定期的な点検を実施するとともに、他部署による内部監査を実施しております。(3)人的安全管理措置 当社は、個人情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に対し定期的な教育を実施しております。また、個人情報についての秘密保持に関する事項を就業規則ならびに関連規定に記載しております。(4)物理的安全管理措置 当社は、個人情報の取扱い区域において、従業員の入退館管理及び持ち込み機器等の制限を行なうとともに、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止する措置を講じております。また、個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を実施しております。(5)技術的安全管理措置 当社は、アクセス制御を実施し、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しております。また、個人データを扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを構築しております。

8.情報提供の任意性 お客様の個人情報の提供は任意ですが、ご提供のない場合は、当社からのサービス、情報の提供、契約の締結ができない場合があることを予めご了承ください。

9.当社へのご意見、苦情について

「フォーシーズ株式会社 お客様相談窓口」フリーダイヤル 0120-565-906

10.開示等の請求手続き お客様の個人情報についての「登録情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除、利用又は提供の拒否権等及び第三者提供記録の開示」(以下、開示等という)の手続きは、上記の「お客様相談窓口」にて対応いたします。当社は、ご本人からのご請求により、以下の方法でご本人の個人情報の開示等をさせていただきます。(1)お客様より開示等の請求のお申し出の際に、お名前・住所・生年月日・電話番号・当社との取引のあった時期・内容(対象物件名・部屋番号等)を確認させていただきます。(2)当社との取引の事実を確認後、現住所に「個人情報開示請求書」を郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を同封し、お申し込みください。(3)本人確認書類は、公的証明書(運転免許証のコピー・パスポートのコピー・住民票等)のご提出をお願いいたします。(4)個人情報の開示の手数料は、情報1件につき保証契約書に記載の項目情報(3,000円(税別))、それ以外の情報(賃借料支払状況等)は9,500円(税別)です。手数料は、当社指定口座への銀行振込(振込手数料お客様負担)でお願いいたします。(5)ご郵送いただく書類(個人情報開示請求書・本人確認書類・手数料振込の領収書)(6)ご郵送いただいた書類を確認後、原則として2週間程度で、書面にて回答いたします。(7)開示等請求については、業務の遂行上支障があると判断される場合は回答を制限させていただく場合があります。

以上

〈加盟する認定個人情報保護団体について〉 当社は、個人情報保護に関する法律に基づく下記の認定個人情報保護団体の会員になっております。認定個人情報保護団体では、会員の個人情報の取り扱いについての苦情を受け付けております。

〈一般財団法人 日本情報経済社会推進協会〉

認定個人情報保護団体事務局

相談受付電話番号 0120-700-779 ホームページアドレス <https://www.jipdec.or.jp/>



フォーシーズ株式会社

TEL 03-3434-3725 (代) FAX 03-5408-6569
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目9番3号 <https://www.4cs.co.jp>

☎申し込みお問合わせフリーダイヤル 0120-17-1143 ☎ご意見・ご要望フリーダイヤル 0120-565-906



【集金代行約款(口座振替)】

第1条(約款の趣旨) 本約款は、賃貸人(甲)と賃借人(乙)との間で締結する不動産賃貸借契約(以下「原契約」といいます。))に基づく乙の甲に対する賃料等、変動費その他の支払債務(以下「原支払債務」といいます。))のお支払い及び原契約債務の一定の範囲の保証を目的とする甲、乙、連帯保証人及びフォーシーズ株式会社(以下「当社」といいます。))との間の「4C'sテナント保証契約書」又は「4C's高級賃貸保証契約書」(いずれか適用のあるもの)(以下「フォーシーズ保証契約書」といいます。))による契約(以下「フォーシーズ保証契約」といいます。))に基づく乙の当社に対するお支払いのうち株式会社ジャックス(以下「ジャックス」といいます。))の集金代行システムを利用した当社の決済サービス(以下「本サービス」といいます。))によるお支払いに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、本約款に定める場合を除き、本約款の用語は、フォーシーズ保証契約における用法に従うものとします。

第2条(フォーシーズ保証契約) 乙は、フォーシーズ保証契約の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。2 本約款がフォーシーズ保証契約と異なる定めをしている場合には、本約款が優先するものとします。

第3条(ご利用のお申込み) 乙は、本サービスの利用を希望する場合、当社の指定する申込書に所定の事項を記入・押印して当社に提出することにより申込を行うものとします。

第4条(集金代行による振替) 1 本サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務及び乙が当社に対して負うフォーシーズ保証契約上の年間保証委託料の支払債務(以下「原契約債務等」といいます。以下同様。))の支払について、当社がジャックスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。2 ジャックスは、毎月一定の日(休業日にあたる場合は翌営業日)に、原契約債務等の支払に必要な金額を当社に立替払するものと、毎月27日(休業日にあたる場合は翌営業日)(以下「賃料等振替日」といいます。))に当該額を乙が予め指定した金融機関(以下「指定金融機関」といいます。))の口座(以下「指定金融口座」といいます。))から振り替えることとします。

第5条(原契約債務等の支払期限) 乙は、原契約の規定にかかわらず、前条第2項の振替により、毎月27日までに翌月分の賃料等を支払うものとします(年間保証委託料は、各保証年の満了日の翌月27日までに支払うものとします。))。

第6条(手数料) 乙は、本サービスの利用料として、当社に対し、月額300円(税別)を支払うものとします。

第7条(保証債務の履行) 乙の指定金融口座の口座残高が振替金額に満たなかった又はその他指定金融口座からの振替請求が金融機関により拒否されたことにより第4条第2項の振替ができなかった場合は、フォーシーズ保証契約第14条第1項の規定にかかわらず、同契約に基づく当社による保証債務の履行がなされたものとします。

第8条(連帯保証債務の履行) 前条に基づき当社の保証債務の履行がなされたとき

きは、乙及び連帯保証人は、当社に対し、保証債務履行額及びこれに対する不奏効となった賃料等振替日の翌日から支払済みまで年14.6%(年366日の日割計算)の遅延損害金、その他弁済に要した費用(振込事務手数料1回800円(税別))を含みます。)(の全額を直ちに償還するものとします。

第9条(年間保証委託料) フォーシーズ保証契約第9条第3項に定める「保証債務を履行した回数」は、第4条第2項の振替ができなかった回数をいいます。

第10条(届出事項の変更) 乙は、当社、ジャックス及び指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

第11条(解約) 1 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。①乙が当社所定の手続きを経て本サービスの解約を申し出たとき ②フォーシーズ保証契約が終了したとき ③乙が13条の本約款の改正に同意されないとき ④当社が本サービスの解約を申し出たとき ⑤当社が本サービスを営むことができなくなったとき 2 当社は、次の各号のいずれかに該当したとき、本サービスを解約又は停止することができるものとします。①甲の賃貸人の地位が移転するなどして原契約債務の新たな支払先が不明なとき ②原契約の終了時期につき甲乙間で争いが生じたとき ③原契約債務の金額につき甲乙間で争いが生じたとき

第12条(振替金額の返金等) 1 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第4条第2項の振替ができた場合、甲は、乙に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。2 フォーシーズ保証契約に基づく当社の連帯保証債務が存在しないにもかかわらず、当社が、甲に対し、本サービスに基づく振替金額を送金し、かつ、第4条第2項の振替ができた場合、甲は、当社に対し、当社から送金を受けた金額を返金するものとします。3 前項に基づき当社が振替及び弁済に要した費用(1回あたり合計800円(税別))は、乙が負担するものとします。但し、乙が、甲に対し、予め本サービスの解約申し入れを行っていたにもかかわらず、甲が当社にその旨を報告しなかったことなど、甲に過失がある場合、振替及び弁済に要した費用(1回あたり合計800円(税別))は、甲及び乙が連帯して負担するものとします。4 前3項の規定は、当社による年間保証委託料の振替の場合にも適用されるものとします。

第13条(本約款の変更) 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。2 改正の内容が、乙の権利を制限し、又は新たな義務を課することとなる場合には、その内容を通知させていただきます。3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、乙から所定の期日までにご異議のお申し出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上